

第七章 保育・ 幼児教育

旧制度の幼稚園は一九二六年制定の幼稚園令に依拠していた。学校令ではないため、幼稚園は学校ではなく、保育を担当する職員は教員ではなく「保姆」とされていた。一方、厚生省が託児所を所管しており、その職員はやはり「保姆」であった。

『神奈川県教育史』通史編下巻（一九八〇年）に収録されている一九四〇（昭和一五）年段階の幼稚園の一覧（神奈川県教育会編『神奈川県学事関係職員録』四〇年五月一日現在をもとに作成）によれば、公立幼稚園は六園（横浜市三園、逗子町・大磯町・秦野町各一園）、私立幼稚園は二五園（横浜市一五園、小田原町三園、横須賀市・藤沢町各二園、川崎市・平塚市・片瀬町各一園）であった。公立六園のうち横浜市の三園を含む四園は小学校附属であった。横浜・横須賀・川崎市と相模湾岸の都市化が進展していた地域に設置されていた。そのため戦時中は空襲の危険があるために休業あるいは廃止せざるをえなかった園が多かった。

幼稚園は、国民学校とともに一九四七年度から新学制に転換することになった。幼稚園は国民学校以上の学校のように「皇国民錬成」を教育目的に掲げて軍国主義・超国家主義に強く傾斜した教育をほとんど行っていなかったため、存続していた（あるいは戦後まもなく再開した）幼稚園は、比較的スムーズに新学制に移行することができた。

注 大磯町立図書館所蔵の「学事報告様式」(「学事報告様式」と表紙に手書きした学習帳)に挟み込まれている。

備考	公立幼稚園		種別	乙号表十 公立学校及幼稚園長教員保母在職年数別表
	保母	長		
	四		五年未満	
		一	満五年以上 十年未満	
			満十年以上 十五年未満	
			満十五年以上 二十年未満	
			満二十年以上 満二十五年未満	
			満二十五年以上 三十年未満	
			満三十年以上	
	四	一	総計	

備考	死亡シタル者		退園シタル者		入園シタル者		種別	三、幼稚園の部	甲号表二十三 学齡児童、幼児、児童、生徒異動調表
	女	男	女	男	女	男			
							市立	四月一日 ヨリ 四月三十日 迄	四月一日 ヨリ 五月一日 ヨリ 四月三十日 迄
							町村立	四月一日 ヨリ 四月三十日 迄	四月一日 ヨリ 五月一日 ヨリ 四月三十日 迄
							計	四月一日 ヨリ 四月三十日 迄	四月一日 ヨリ 五月一日 ヨリ 四月三十日 迄
							私立	四月一日 ヨリ 四月三十日 迄	四月一日 ヨリ 五月一日 ヨリ 四月三十日 迄
							合計	四月一日 ヨリ 四月三十日 迄	四月一日 ヨリ 五月一日 ヨリ 四月三十日 迄
							計		

二 聖心の園幼稚園設立認可申請
私立幼稚園設立認可申請書

此度私立幼稚園を設立致度別紙の関係書類を添へ御認可を願ひ出ます
私
昭和二十一年六月十七日
神奈川県鎌倉市二階堂九百二十二番地
神谷 むめ

神奈川県知事内山岩太郎殿

※右申請の鑑の裏面に文書番号「鎌学収第三一二号」、日付「昭和廿一年六月拾九日」
(ゴム印) および「鎌倉市長 磯部利右工門」の記載あり。

設立理由書

一 地理的位置

本園の位置として撰んだ鎌倉市二階堂は土地高燥環境閑静で従来別荘地として発展して居たが戦時中より次第に定住する人が多く殊に最近では著しく人口が増加し又隣接の浄明寺方面も住宅地として急激な発展を見之に加へて雪の下方面の市街地を控へて居るにも拘らず市の中心部鎌倉駅から東北の方一帯には幼稚園の施設が全然無い有様でありますのでこの区域の幼児の保育の上から幼稚園の設置が非常に望まれて居りました

一 幼児教育機関の必要

右の様な有様で此区域は住宅地として非常な発展をして来たのでありますが殊に最近の各家庭殊に主婦の忙しさの為に幼児の家庭教育がなほざりにされ勝の有様で将来我国の運命を担て行くべき小国民の幼児の基礎教育の重大である事を考へる時幼稚園の使命が誠に重大なるものとなるのを痛感致します

一 設立の経過と名称に就いて

本園の基礎を定めた故神谷桃は予てから宗教的信念に立脚した真の日本人物の養成に心を致し隠れたる人物養成に全力を尽しその一端の具体化として保育所を開き微力を幼児の基礎教育に尽し中途物故し引続き保育所を致

して来ましたが近來の発展に伴ひ幼稚園として本格的に発足せんとして此願書を致すわけであります
園名「聖心の園」は開設者の根本精神であるキリスト教精神を表はすものとして撰んだものであります

聖心の園幼稚園設立計画予定書

一. 名称 聖心の園幼稚園

二. 位置 鎌倉市二階堂九百二十二番地

三. 設備

1 敷地面積 五百拾叁坪〇参勺 別紙図面の通り

2 建物 別紙図面の通り

3 保育室の大きさ 保育室 十坪、五坪 計四十坪

4 運動場の広さ 百参拾坪

5 保育用具 机、椅子、ピアノ、オルガン、運動道具等保育上差支ないだけの設備を有して居ります

6 飲料 水道の水を使ひます

四. 開園の期日 昭和二十一年九月八日

聖心の園幼稚園規則

第一

本園は学齡未滿の幼児の身心を健全に発達せしめ個性を尊重し宗教に基き善良なる性情を養はしめ家庭教育を補ひ伴〔併〕せて我が国民性の基礎を造るを以て目的とす

第二 入園幼児は男女に拘らず年齢は滿三才より学齡までとす

第三 保育課目は談話、遊戯、音楽、手技、図画、觀察等とす

第四 園児は定員を五十名とす

第五 保育時間

四月より十月末迄九時始 二時退け

十一月より三月末迄十時始

第六 休日(は祝祭日、日曜日とす)

春秋休業は三月廿一日より四月七日迄

夏期休業は七月廿一日より九月七日迄

冬期休業は十二月廿一日より一月七日迄

第七 入園志望者は規定の願書に記入し入園料金拾円を添へて差出さるべし

第八 保育料は一ヶ月金拾五円(毎月五日迄に納付の事)

但し保育料は出席の有無に拘らず納付するものとす

第九 病気其他にて一週間以上欠席又は転居の時等保護者より其旨届出でらるべし

第十 退園せんとする者は其事由を記し其旨届出らるべし

保護者への希望

一、在園児は家庭から玩具を携帯せぬ様にして下さい

二、幼児の携帯品はハンカチーフ、鼻紙、手提(弁当入)

三、帽子、傘、ハンカチーフ、弁当、マント、コートには必ず姓名を付けて下さい

四、衣服は成可洋服にして下さい

五、本園から御招待致す時には成可御出席下さい

六、附添人は幼児入園後二週間までとして以後は送り迎ひにして下さい

七、送り迎ひの人は保育室には入らぬ様にして下さい

保育課程表

一、談話 自然人事に関する簡単な談話

二、遊戯 簡単な体操、表情遊戯、競争遊戯

三、音楽 平易な唱歌及音感

四、手技 折紙、切抜、組紙、豆細工等

五、図画 塗画、自由画

六、観察 自然物、自然現象の観察(博物、天体氣象等)

経費及維持

一、収入の部

収入総額 一ケ年 八千五百五拾円

内訳 入園料 拾円 三十人 計參百円
保育料 拾五円 五十人 計八千貳百五拾円
(但し十一ヶ月分)

一、支出の部

支出総額 一ケ年 八千五百五拾円

園長、保姆 俸給、手当 一ケ月 四百五拾円 三人分

園医謝礼 計 五千四百円

教材費 一ケ月 百円 計 壹千貳百円

消耗費 一ケ月 五拾円 計 六百円

諸給与費 (式日費、保姆賞与慰勞ヲ含ム) 一ケ年 計 四百五拾円

雑費 (人夫代、修繕費、火災保險ヲ含ム) 一ケ年 計 七百円

履歴書

本籍 神奈川縣鎌倉市二階堂九百二十二番地
現住所 同右

戸主

神谷 むめ

明治三十四年十月二十八日生

〔學歷 以下略〕

身分証明書 〔略〕

保姆職員数 〔略〕

園医 〔略〕

幼稚園長認可申請書

神谷むめを聖心の園幼稚園長と定めて御認可を願ひ出ます

昭和二十一年六月十七日

神奈川県鎌倉市二階堂九百二十二番地

聖心の園幼稚園設立者

神谷 むめ

神奈川県知事内山岩太郎殿

入園料保育料徴収認可申請書

左記の通り入園料保育料徴収致度御認可を願ひ出ます

一 入園料 金拾円也

一 保育料一ヶ月金拾五円也 但し八月分は徴収致さず

昭和二十一年六月十七日

神奈川県鎌倉市二階堂九百二十二番地

神谷 むめ

神奈川県知事内山岩太郎殿

聖心の園幼稚園々則

第一 本園は学齡未滿の幼児の身心を健全に發達せしめ個性を尊重し宗教に基き善良なる性情を養はしめ家庭教育を補ひ併せて我國民性の基礎を造るを以て目的とす。

第二 入園幼児は男女に拘らず満三才より学齡までとす。

第三 園児の定員は五十名とす。

第四 保育課目は談話 遊戯 音楽 手技 図画 觀察等とす。

第五 入園期は毎年四月とす。

但し欠員あるときは随時入園せしめるものとす。

第六 保育期は毎年四月に始まり翌年三月に終るものとし左の三期に分つ

第一期 自四月八日 至七月二十日

第二期 自九月八日 至十二月二十日

第七 第三学期 自一月八日 至三月二十日
 休日は祝祭日 日曜日とす。

春期休業は自三月二十一日 至四月七日

夏期休業は自七月二十一日 至九月七日

冬期休業は自十二月二十一日 至一月七日

第八 保育時間

四月より十月末迄九時始

十一月より三月末迄十時始 } 二時退け

但し土曜日は十一時半退けとし七月と九月は時間を短縮することあるべし。

第九 保育料入園料は左の如く定む

保育料 一ヶ月金拾五円 入園料 金拾円

但し保育料は出席の有無に拘らず毎月五日迄に納付するものとす。

第十 幼児の入園を志望する方は規定の願書に入園料を添へて申込まるべし。

第十一 病氣其他にて一週間以上欠席又転居の時等は保護者より其旨届出らるべし。

第十二 園児を退園せしめんとする方は其事由を記し届出らるべし。

第十三 本園に於て一ヶ年以上の保育をうけ学齡に達した園児には保育証書を授与す。

配置図 [略]

平面図 [略]

注 鎌倉市教育センター所蔵の簿冊「昭和二十二年度 学事書類 二冊ノ内第一号 鎌倉市役所」に収録されている。いっしょに綴じられている写によれば、設置、神谷むめを園長と定める件および保育料等徴収の件は一九四七年三月三十一日に認可されたことが神奈川県指令第二四八号によって通知されたことがわかる。また、同年五月二日神奈川県指令第二二一号により「幼稚園令に依り鎌倉市二階堂九二二番地に聖心の園幼稚園を設置するの件昭和二十二年三月三十一日認可した」ことが公示された。

